

2026年度（令和8年度）福山市市民活動総合補償制度 仕様書

1 業務名

福山市市民活動総合補償制度業務（以下「市民活動総合補償制度」という）

2 業務内容

福山市内に活動の拠点を置く市民活動団体等（注1）が市民活動（注2）の中で不測の事故により当該活動の参加者（注3）又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等（注4）に法律上の損害賠償責任が生じた場合及び指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故によって死亡し、又は傷害を負った場合に被る損害を補償することにより、市民が安心して市民活動を実施できるよう補償制度を整え、市民活動の促進を図る。

注1

「市民活動団体等」とは、市民により自主的に組織され、市内に活動の本拠を有する団体又は個人をいい、おおむね別表1に掲げるものをいう。

注2

「市民活動」とは、市民活動団体等が行う地域社会活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時の公益性のある無報酬（実費弁償を含む。）の直接的活動で、政治、宗教、営利及び自己のために行う活動を除いた活動をいい、概ね別表2に掲げる活動をいう。

注3

「参加者」とは、市民活動へ直接的に参加する者又は市（市が出資した法人又はこれに準ずる団体を含む。）が主催若しくは共催する行事に参加する者（市外に住所を有する者を含む。）をいう。

注4

「指導者等」とは、市民活動団体等において、市民活動の計画立案及び指導的地位にあるもの又はこれに準ずる者及び市民活動を実践している個人をいう。

3 市民活動総合補償制度の対象者

賠償補償については市、市内の市民活動団体等及び指導者等とする。傷害補償については、指導者等及び市民活動の参加者とする。

4 保険期間

2026年（令和8年）4月1日の午前0時に始まり2027年（令和9年）3月31日午後12時に終わる。

5 保険料支払い時期

2026年（令和8年）4月末日までに支払うものとする。

6 保険料算定に係る被保険者数

451,431人(2026年1月末住民基本台帳に基づく人口、外国人を含む。)
(保険期間終了後に確定精算は行わないこととする。)

7 市民活動総合補償制度の対象事故

市民活動総合補償制度の対象となる事故は、市民活動団体等が市民活動の中で、指導者等の過失により参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う「賠償責任事故」及び指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故(市民活動が実施される場所への往復途上の事故を含む。)によって死亡又は傷害を負った「傷害事故」(日射病・熱射病等の熱中症・細菌性食中毒及びウイルス性食中毒を含む。)をいう。

8 市民活動総合補償制度の適用除外

次の各号の事由によって生じた事故については保険が適用されないものとする。

(賠償責任事故)

- (1) 故意によって生じた事故
- (2) 戦争、変乱、暴動等による事故
- (3) 地震、噴火、津波、洪水その他の自然災害による事故
- (4) 航空機、昇降機、自動車、動物の所有・使用・管理による事故
- (5) 指導者等の同居の親族に対する事故
- (6) その他要綱第3条に基づき契約した保険約款で定める事故

(傷害事故)

- (1) 戦争、変乱、暴動等による事故
- (2) 地震、噴火、津波、洪水その他の自然災害による事故
- (3) 冬山登山、その他危険な活動による事故
- (4) 喧嘩、自殺、犯罪行為及び自己の故意による事故
- (5) 自己の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (6) 他覚症状のないむちうち症や腰痛
- (7) 法令違反行為による事故
- (8) 自動車による事故
- (9) その他要綱第3条に基づき契約した保険約款で定める事故

9 保険金額

(賠償責任事故に係る保険金)

賠償責任事故において支払われる保険金は、治療費等法律上の損害賠償金及び市が認めた費用の内、1万円を超える部分について、次の各号に掲げる金額を支払限度額とする。

- (1) 身体賠償事故は、1名につき1億円、1事故につき3億円とする。ただし、生産物賠償については1事故の金額を保険期間中の支払限度額とする。

(2) 財物賠償事故は、1事故につき1,000万円とする。ただし、生産物賠償については、1億円を保険期間中の支払限度額とする。

(3) 保管物賠償事故は、1事故につき100万円とし、保険期間中の支払限度額を1,000万円とする。

(傷害事故に係る保険金)

傷害事故において支払われる保険金の種類は死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金及び通院保険金とする。

ただし、次の事項については損害保険会社の保険約款の規定にかかわらず市民活動総合補償制度の適用除外とする。

ア 入院保険金が支払われる場合において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的に手術を受け、それにより入院保険金に上乗せして手術給付金を支払うこと。

イ 被災者が通院しない場合において、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務または生活に支障が生じたものと認め、通院保険金を支払うこと。

10 保険の適用に係る手続

この保険の適用を受けようとする市民団体等は事故報告書により、その原因となった事故について速やかに市長に報告するものとする。

市長は事故報告がなされた場合、本制度の保険の適用を受ける市民活動中の事故であるか否かを判定し、当該事故が市民活動中の事故であると認められる場合は速やかに損害保険会社へ通知するものとする。

11 保険金の請求

この保険による保険金の請求は、保険金の支給を受けようとする者が損害保険会社に対して行う。

12 その他

この仕様書及び福山市市民活動総合補償制度要綱に定めるもののほか、本補償制度の運用に関し必要な事項は、保険約款に定めるところによる。

本補償制度の運用に関し疑義が生じた場合は、福山市と損害保険会社が協議して定める。

別表1

注1でいう「市民活動団体等」とは、次の団体をいう。

自治会・町内会、まちづくり推進委員会、老人会、子ども会、体育会、女性会、PTA、防火・防犯協会、交通安全協会、ボランティア団体、明るいまちづくり協議会、市が把握できる団体及び市長が認めた団体・個人

別表2

注2でいう「市民活動」とは、次の活動をいう。

- (1) 社会福祉・社会奉仕活動
 - 社会福祉施設援護活動（建物の修理、樹木の手入れ、清掃、行事手伝い等）
 - 高齢者・障害者への支援及び援護活動（高齢者への配食サービス、一般介護予防事業等）
 - 募金活動（共同募金等） など
- (2) 保健衛生活動
 - 害虫防除・駆除等の環境衛生活動
 - 献血、各種検診業務の普及啓発活動
 - 住民検診への協力 など
- (3) 環境保全活動
 - 環境美化・清掃活動（河川・公園等公共施設の清掃、草刈り）
 - リサイクル運動（資源ゴミの回収）
 - 自然保護・緑化活動
 - 省エネルギー運動 など
- (4) 青少年健全育成活動
 - 青少年非行防止活動（非行防止のための地域巡回活動等）
 - 青少年保護活動（子ども110番など青少年を犯罪から守る運動）
 - その他の児童福祉向上のための活動（育児・託児に関するボランティア等） など
- (5) 防犯活動
 - 暴力追放運動
 - 防犯対策の啓発活動 など
- (6) 防火・防災活動
 - 防火・防災訓練（通報、消火、避難、救護等）
 - 防火・防災に関する啓発広報活動
 - 災害時のボランティア活動（※） など

（※他市での災害に対し、遠征等で参加する活動は対象外とする。）
- (7) 交通安全活動
 - 交通安全啓発活動
 - 春、秋など交通安全運動 など
- (8) 生涯学習活動
 - スポーツ・レクリエーション活動（危険度の低いスポーツ、野外活動等）
 - 文化活動（講習会・研修会、伝統文化の伝承活動、芸術の振興等） など
- (9) 地域社会活動
 - まちづくり推進委員会、自治会・町内会の運営活動（公益性の高い活動）
 - 地域施設の管理運営活動 など
- (10) 市又は市に準ずる団体(市の「指定管理者」を含む)が主催・共催する事業への協力活動
 - 市民まつりへの運営協力

- 防災訓練への参加
- 講演会、一斉清掃等への参加・運営協力 など
- 福山市老人大学が行う事業（主催者が直接参加を求めた者に限る。）

(11) 搜索活動

- 市民等が行方不明となり、この市民活動保険の適用を受ける市民活動団体等が会員の協力を得て行う搜索活動

別表3

「傷害事故に係る保険金額」

保険金の種類	支給事項	保険金額
死亡保険金	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。	500万円
後遺障害保険金	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を生じたとき。	福山市市民活動総合補償制度要綱別表3に定める障害の程度に応じた金額
入院保険金	傷害により、平常の業務または生活ができなくなり、入院したとき。	日額 3,000円 (事故の日からその日を含め180日を限度とする。)
通院保険金	傷害により、平常の業務または生活に支障が生じ、通院したとき。	日額 2,000円 (事故の日からその日を含め180日までの間において90日を限度とする。)

ただし、次の事項については、損害保険会社の保険約款の規定にかかわらず、市民活動総合補償制度の適用除外とする。

- ア 入院保険金が支払われる場合において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的に手術を受け、それにより入院保険金に上乗せして手術給付金を支払うこと。
- イ 被災者が通院しない場合において、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務または生活に支障が生じたものと認め、通院保険金を支払うこと。